平成２３年（フ）第２０１号
鳥取県米子市葭津219番地
債務者　須山　貴浩
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３９号
徳島県美馬市美馬町字宮前237番地２、旧住所徳島県三好郡東みよし町加茂709番地27
債務者　田中　五男
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第４３８号
愛媛県松山市枝松４丁目３番36号　サントノーレ枝松701号
債務者　石井　真美
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７３号
愛媛県西予市野村町野村14号555番地１　岩村団地（２）棟３号室
債務者　兵頭　優子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３８９号
高知市神田2357番地725
債務者　西森　里美
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９０号
高知市神田2357番地725
債務者　西森　良昌
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４５４号
高知市朝倉丙301番地１　キヤマビル２Ｆ
債務者　木山　祐市
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４５５号
高知市朝倉丙301番地１　キヤマビル２Ｆ
債務者　木山　由美
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９３号
高知市一宮中町２丁目８番10―１号　ハイツ薫Ⅰ―102号
債務者　田辺　昌彦
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１３号
高知県香美市土佐山田町楠目1033番地５
債務者　福島　富雄
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５５０号
高知市一宮中町２丁目８番10―１号　ハイツ薫Ⅰ―102号
債務者　田辺　好香
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８３号
福岡県飯塚市菰田西３丁目８番４号　佐藤コーポ406号
債務者　林　　重樹
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３９１号
福岡県久留米市津福本町1497番地８　フレンズコーポ103号、前住所福岡県久留米市安武町安武本2384番地
債務者　太郎良章二
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６４号
福岡県八女郡広川町大字水原2335番地
債務者　荻野　洋一
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４５８号
大分市大字千歳1732番地の８、住民票上の住所大分市公園通り１丁目13番地の５
債務者　佐々木範文
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４９３号
大分県別府市元町６番34号　いろはビル503号
債務者　藤井　通敏
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４９４号
大分県別府市元町６番34号　いろはビル503号
債務者　藤井　朋子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係